

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

- 一、 日時 平成十八年八月十七日
- 一、 場所 匝瑳市民ふれあいセンター 一階 第一会議室
- 一、 委員定数 被保険者代表四名、保険医代表四名、公益代表五名  
(出席委員) 飯島正義、片岡工、飯島長男、増田知子、石井精一、椎名栄次、  
平野茂、布施道子、江波戸義治、向後英夫、及川和俊、小川嘉幸  
(欠席委員) 檜垣進、今増純孝

(市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(石橋春雄)、  
税務課長(伊知地良洋)、市民室長(大宮秀男)、  
市民課主幹(野澤英一)、同主査補(林朝美)

議事及び概要

報告事項

平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

諮問事項

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

その他

開会(午後三時)

事務局 (室長)

それでは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、平成十八年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開催にあたりまして最初に市長より委嘱状を交付させて頂きます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、お席で起立くださるようお願いいたします。

(市長より委員に委嘱状を交付)

ありがとうございます。それでは、次に市長よりごあいさつ申し上げます。

江波戸市長

(挨拶)

事務局 (室長)

続きまして、3の「会長及び会長代理の選任でございますが、合併により、市の組織、機構も大分変わりました。本日は、第一回目でございますので、その概要と事務局の紹介をさせていただきます。

(概要・事務局自己紹介)

それでは、3の「会長及び会長代理の選任」に移らせて頂きます。お配りいたしました「匝瑳市国民健康保険条例施行規則」第五条により「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」と定められておりますので、公益代表の委員さんから選任頂きたいと思えます。始めに会長ですが、いかがいたしましょう。どなたか立候補あるいは、ご推薦いただけないでしょうか。

(事務局案がないかとの声)

(異議なしの声)

事務局 (室長)

それでは、事務局案としまして会長に向後英夫委員さんをお願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということですので、会長には、向後英夫委員さんをお願いいたします。

続いて会長代理については、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声)

事務局一任ということですので、会長代理には、江波戸義治委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、ご協力ありがとうございました。会長は、向後英夫委員、会長代理には、江波戸義治委員に決定いたしました。よろしくお願

たします。

では、議事に入りますが、施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、向後会長さん、よろしく願います。

議長（会長）

ただいま会長を仰せつかりました向後でございます。不慣れではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、皆様方のご指導とご協力のほどをお願いいたします。

それでは、国保条例施行規則第六条によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、十三名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表飯島正義委員と公益代表及川和俊委員をお願いいたします。

それでは本日の議事でございますが、報告事項「平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」及び諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」であります。それでは、報告事項「平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（課長）

それでは、平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

（内容説明）

事務局（課長）

それでは、国保税についてご説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑を許します。何かございますか。

（委員挙手）

委員

徴収問題について、支払能力のある滞納者に対する処分はどうなっているのか。

事務局（課長）

滞納部分については、一般税と同じように処分しております。十七年度の処分については、差し押さえが四千八百二十三万八千五百円、預貯金が十五万、差し押さえ予告が三件、預貯金給付調査が六十九件、交付要求が三十五件で、四千十八万八千八百四十六円でございます。滞納分の中身について今後収納の可能性のあるものについては、延べ千二人、三億七千二百十二万四千六十六円ございます。この部分については、処分が可能であります。

委員

決算についての調査、監査はないのか。

事務局（課長）

監査委員の監査を受けてから議会に提出しております。

委員

市町村交付税についての影響はないのか。

事務局（課長）

収納率の下がった場合の調整交付金のペナルティーの関係については、平成十六年度で人口一万から五万の範囲内では七パーセントの減額、医療費関係で、一千五百二十八万六千円、介護分で、百三十一万円、合計一千六百五十九万六千円となります。収納率が八十七パーセントをきりますと、七パーセントから九パーセントに減額されることとなります。逆に前年度より収納率を上げますと、減額分の二分の一が戻るということとなります。

（委員挙手）

委員

基金の状況についてはどうなっているのか。

事務局（主幹）

平成十八年度当初については、四億九千五百万、取り崩しの予定を差し引きまして三億三千万となっております。

委員

平成十六年度決算後の数値はありますか。

事務局（課長）

合併前の数値として、平成十五年度につきましては八日市場市が、四億四千九百万円、野栄町が一億九千万円、合計で六億四千万円。平成十六年度、八日市場市三億六千万円、野栄町一億五千七百万円、合計五億二千三百万円。平成十七年度八日市場市二億九千二百万円、野栄町八千二百万円が合併時の数字であります。匝瑳市としまし

ては、四億八百万円であります。毎年一億一千万円ほど減少しております。

委員

歳入の職員給与費等の繰入金についての内容説明をお願いしたい。

事務局（主幹）

法定繰入、いわゆる職員人件費につきましては、一般会計から特別会計へ費用額を繰入れることとなっております。

十七年度の予算については、年度の途中で合併がありましたので、予算額が通年とは違っておりますが、例年とほぼ同額となっております。

議長（会長）

他にございますか。

質疑がないようですので、お諮りいたします。報告事項「平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

御異議なしと認め質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。「平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」について御承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

賛成全員であります。よって、報告事項「平成十七年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算」は原案のとおり承認されました。

次に諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）

本案は、医療改革関連改革法案が今年の六月に改正になったことに伴いまして本市条例の関連箇所について条例の改正を行おうとするものでありまして、二点について改正があります。

（説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を許します。

( ) 委員挙手)

委員

制度改定によって保険給付費にどのくらいの影響があるか試算してあるのか。

事務局 ( ) 主幹)

十月以降の出産費の改定にあわせて、新生児の数が上向いているため、当初予算九十六人分より三十四人増加が見込まれるので、数としては百三十人、額としては、当初予算二千八百八十万円から、一千三百四十五万円の補正、四千二百二十五万円を計上しております。

委員

自己負担割合が、二割から三割になつての市への影響は試算してあるのか。

事務局 ( ) 主幹)

試算しておりません。

( ) 委員挙手)

委員

自己負担三割の人数と、財源がどのくらい増になるのか。

事務局 ( ) 主幹)

高齢受給者は八月一日現在で、千五百二十四名。そのうち、激変緩和措置対象者三十二名、二割から三割に変更のかたは、六十三名、四、一パーセントであります。その他の方は、一割負担となります。

事務局 ( ) 課長)

先ほどの繰入金の関係については、保険基金安定繰入金等、平成十七年度総額五億一千万円ほどであります。その中の職員給与費等繰入金の額は一億二千二百万円。平成十六年度については、野栄町と八日市場市を合算した額で、一億三千五百万円であります。平成十七年度については、マイナスの九、二七パーセントの決算額であります。

議長 ( ) 会長)

よろしいでしょうか。他にございますか。質疑がないようですので、お諮りいたします。諮問事項「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」についての質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員、賛成全員であります。

よって諮問事項は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。これで議長を降壇させていただきます。

皆様の御協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局 ( 室長 )

議長お疲れさまでございました。また委員の皆様におかれましては、慎重審議頂き、また、議事の進行に御協力頂き誠にありがとうございました。引き続き、5のその他に入りますが、委員の皆様の中で、何かご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

十月からの制度改正に当たつての国からの通達はどのようなものか。

事務局 ( 課長 )

(高齢者医療制度の改革についての説明)

事務局 ( 室長 )

よろしいでしょうか。他にご質問等ございますでしょうか。ないようですので、今後の国保事業の実施予定等について課長より説明いたします。

事務局 ( 課長 )

(保険証のカード化、一部負担金の窓口減免、レセプト開示要領の制定、老人保健制度の全面改正、高額療養費、出産育児一時金の窓口払いの実施等の説明)

事務局 ( 室長 )

ご意見、質問ございますでしょうか。

会長

保険証のカード化とは、個人各のものになるのか。

事務局 ( 課長 )

そのとおりです。

事務局 ( 室長 )

よろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会（午後四時二十分）